

「シアゾファミド」、「フルセトフルスロン」及び「ペンチオピラド」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「シアゾファミド」については平成19年5月15日付けで農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく適用拡大の申請があった旨、「フルセトフルスロン」については平成19年5月8日付け、「ペンチオピラド」については平成19年5月15日付けで農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。これらについて、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

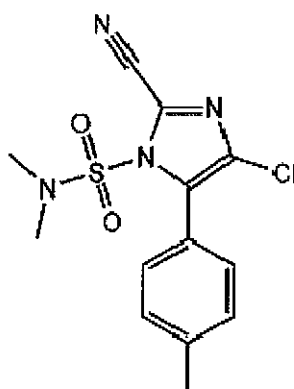
2. 評価依頼物質の概要

(1) シアゾファミド

本薬は殺虫剤であり、今回大豆、レタス、わけぎ等への適用が申請されている。

FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。

諸外国では米国、フランス等で登録がなされている。

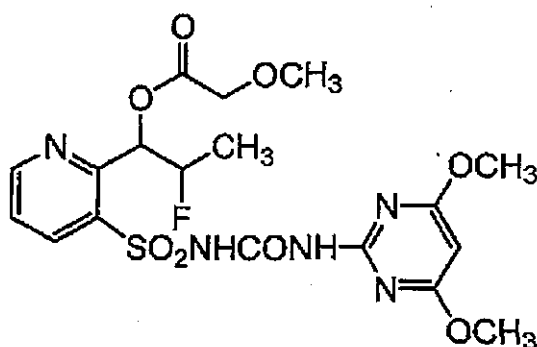


(2) フルセトフルスロン

本薬は除草剤であり、今回水稻への適用が申請されている。

JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。

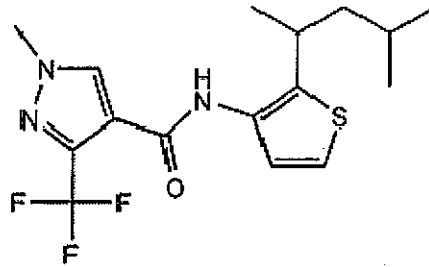
諸外国では韓国で登録がなされている。



(3) ペンチオピラド

本薬は殺菌剤であり、今回キャベツ、レタス、たまねぎ等への適用が申請されている。

JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。諸外国における登録もなされていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討する。